

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 5 号	令和元年8月16日	伊予市役所	産業建設部環境保全課
題 目（テーマ）：プラスチックごみについて			
提 案 理 由（要旨）			
プラスチックをまだ家の前で焼いている家庭があります。プラごみの日に出してもらいたいです。			
回 答 内 容			
<p>野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則、禁止されております。</p> <p>ご意見のプラスチックごみの焼却は、悪臭や大気汚染（PM2.5 など）の原因となり、また、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れもあり、人の健康や環境に悪影響を及ぼすことは明らかなです。</p> <p>市役所に野焼きの通報があった場合、現地の状況を確認し、廃棄物の適正な処理について指導を行っております。</p> <p>今後とも、個別指導を行うとともに、広報紙やホームページなどによる意識啓発に努めてまいります。</p>			